

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第83号

令和3年2月12日

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の  
事務取扱いについて(通達)

見出しの件については、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の事務取扱いについて(通達)」(令和2年4月9日付け熊生企第265号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについての手続きについて(通達)」(令和2年12月25日付け警察庁丁生企発第758号)等が発出され、様式の押印欄の省略等の改正がなされたことに伴い、別添のとおり事務取扱要領を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについての手続きについて(通達)」については、[警察庁ホームページ](#)をご覧ください。

## 別 添

### 自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の 事務取扱要領

#### 第1 青色防犯パトロール講習の実施

##### 1 講習実施の趣旨

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールの申請手続については、そのパトロールを適正に行うことができる旨を警察本部長において証明することとされている。その証明要件の一つは、「青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。」とされており、パトロール時に発生が予想される事案への対応能力を養成するために本講習を実施するものである。

##### 2 講習の実施主体等

各警察署生活安全担当課(係)において、生活安全担当課(係)長を講習責任者として実施する。

##### 3 講習受講対象者

防犯活動に関する実績・経験等が十分であり、予想される事案に対し適切に対応できると認められる例外的な場合には講習の受講を要しないが、青色回転灯を装着した自動車で防犯パトロールを実施する者は、前記事由がない限り講習を受講しなければならない。

##### 4 防犯情報の提供及び講習受講期間

青色防犯パトロール実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、講習受講後、概ね3年が経過するまでの間に再度受講させること。

##### 5 講習の時間、場所、内容等

特に規定はないので、警察施設を利用するなどして、別紙1「青色回転灯講習マニュアル」等を基に

- 青色防犯パトロールの心構え
- パトロール実施地域の特性（犯罪発生状況等）
- 地域住民からの急訴事案への対応要領
- 犯罪を目撃した場合の警察への通報要領
- 自主防犯パトロール実施上の留意事項（証明の取消事由の説明、証明取消後の運輸支局等における自動車検査証の記載事項の削除の教示を含む。）

などについて、概ね1時間程度の講習を実施すること。

##### 6 パトロール実施者証裏面への確認印の押印

講習受講の証については、「パトロール実施者証」（別記様式第1号）の裏面に講習受講年月日の記載、確認印の押印を行うが、確認印欄の押印は、講習責任者が押印すること。

## 7 受講者台帳への記載

受講者については、確実に「青色防犯パトロール講習受講者名簿」(別記様式第2号)に記載し、生活安全課(係)で管理すること。

## 第2 自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転灯装備に関する証明申請

### 1 警察の証明

警察本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織(以下「団体」という。)であって、下記3のいずれにも適合していると認められるものについて、青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行う。

### 2 申請書の受理要領

#### (1) 申請書受理窓口

申請団体が、自主防犯パトロールを行おうとする地域を管轄する警察署の生活安全課(係)とする。ただし、地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、代表者の住居地を管轄する警察署とする。

#### (2) 申請の主体

申請団体の代表者(自治体の長、自治会の会長など)である。

#### (3) 提出書類の確認

##### ア 「証明申請書」(別記様式第3号)

##### (ア) 申請年月日

申請を行う日付を記載させること。

##### (イ) 申請者の名称、代表者の氏名

パトロールを実施する団体の名称、代表者の氏名を記載して押印(認印可)させること。ただし、申請者が自治体の長である場合は、公印を押印させること。

##### (ウ) 「団体」「代表者」欄

団体名称については、正式名称を記載させること。

氏名、住所、電話番号等を正確に記載し、緊急時の連絡先については、携帯電話など確実に連絡がとれる連絡先を記載させること。

##### (エ) 「団体の区分」欄

該当する項目の□にレ点を入れさせること。

##### (オ) 「青色回転灯を装備しようとする自動車」の欄

自動車検査証に基づいて、正確に記載させること。

##### イ 添付書類

##### (ア) 「団体・青色防犯パトロールの概要」(別記様式第4号)

○ 項目に従って記載し、□があるところはレ点でチェックさせること。

○ 団体の規約等がある場合は、その写しを添付させること。

○ 委嘱状の写し

委嘱を受けた団体は委嘱状の写し、委嘱を受けた者により構成される

団体については、パトロール隊員への委嘱状の写しを添付させること。

○ 会員・隊員名簿を添付させること。

○ 活動状況

警察の証明の要件の一つである、「継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれることの認定」の継続性の判断は、「原則として週1回以上の活動があること」を基準にしていることから、それに該当する活動であるか判断すること。

○ 実施地域

パトロールを実施する地域について、市町村名・校区名等を記載させること。

○ 実施時間帯

パトロールの実施回数は、原則、1週間に1回以上であることから、「毎週1回、児童の登下校時間に約2時間実施」

などと、実施する回数、時間帯、実施時間をできるだけ具体的に記載させること。

○ 使用自動車、パトロール実施者

自動車登録番号又は車両番号欄は、青色回転灯を装備する車両を記載させること。

複数の自動車を使用する場合は、使用するすべての自動車とパトロール実施者を記載させること。

青色防犯パトロール講習受講年月日欄は、講習を受けた年月日を記載させること。

(イ) 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第5号）

パトロール実施者を記載させること。青色防犯パトロール講習受講年月日欄は、講習を受けた年月日を記載させること。

(ウ) 「誓約書」（別記様式第6号）

パトロール隊等の代表者に、申請団体の名称及び代表者の氏名を記載し、押印させること。

日付については、証明申請書と同じか、又はそれ以前の日付とすること。

(エ) 青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し

青色回転灯を装備する自動車検査証の写しを添付させること。

(オ) 青色回転灯の形状が分かる図面又は写真

青色回転灯の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真を添付させること。特に、車両の写真については、塗色がわかるようにカラー写真を添付させること。

(カ) 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等

(キ) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる程度の図面、写真の資料

(ク) 他団体等から車両を借り受けて当該パトロールを実施する場合は、当該

車両についての使用承諾書（申請団体の構成員が使用する車両を借り受ける場合を除く。）を添付させること。

※ (オ)(カ)(キ)の資料について

- 特に様式はなく、どのような回転灯を備え付けようとしているのか及び自主防犯パトロール中であることの表示が分かる図面又は写真であれば足りる。
- 青色回転灯については、点滅式は認められないのでカタログ等の資料により確認の上、点滅式であれば回転式に代えるように指導すること。

### 3 調査

#### (1) 団体に関する要件

青色回転灯を装備した自動車によるパトロールを行うことができる団体は、

- ① 都道府県又は市町村
- ② 都道府県知事、警察署長又は市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体
- ③ 都道府県知事、警察署長又は市町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
- ④ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団の法人
- ⑤ 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑦ 上記①～⑥と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
- ⑧ 上記（①～⑦のいずれか）から防犯活動の委託を受けた者

に限られる。上記のいずれにも該当しない団体については、証明書の交付は受けられないことから、上記団体に該当することを確認すること。

また、上記⑦については、団体の公益性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した上で判断すること。

#### (2) 継続性に関する要件

##### ア 自主防犯パトロールの定義

- 専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロール
- 配達や通勤など他の私的な業務を兼ねての青色防犯パトロール又は防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動は該当しない。

##### イ 継続性の判断

- 原則として週1回以上の活動であること。
- 申請団体の活動実績や活動計画を踏まえて判断すること。

#### (3) 適切な事案対応に関する要件

##### ア 適切な事案対応の定義

地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合における警察への通報等が適切に対応できること。

イ 判断基準

- 申請者及び自主防犯パトロール従事者の防犯活動に関する実績・経験等による判断
- 青色防犯パトロール講習受講の有無
- パトロールの実施地域とパトロールの実施人数との整合性  
整合性がない場合は、申請時に是正の指導を行うこと。
- 申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合や反社会勢力との関係が認められる場合は、事案に適切に対応できると認められない。

(4) パトロール方法に関する要件

自主防犯パトロールが、次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯は自動車の屋根に1個又は1体のみ装着（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。

イ 自主防犯パトロール中及び指定地域以外では青色回転灯は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合（デモンストレーション、合同パトロール・パレード等）であってその旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

エ 使用する青色回転灯はその光源が点滅するものでなく回転式の構造であること。

オ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示こと。

カ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、パトロール実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

(5) 調査書の作成及び警察本部への送付

「自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転灯装備に関する証明申請に対する調査書」（別記様式第7号）を各項目に従って作成し、作成後、署長決裁を受けること。決裁後、「青色回転灯関係進達書」（別記様式第8号）に、前記調査書の写し及び証明申請にかかる提出書類を添えて、警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）へ送付すること。

4 証明書、標章、パトロール実施者証の交付

警察本部長は、警察署から進達を受けた場合においては、所要の審査、決裁を経て「証明書」（別記様式第9号）、「標章」（別記様式第10号）、「パトロール実施者証」（別記様式第1号）を作成し、証明申請受理警察署に送付する。

送付を受けた受理警察署は申請者に対し、証明書、標章、パトロール実施者証

を交付すること。

なお、受理警察署は、「パトロール実施者証交付台帳」（別記様式第11号）を確実に記載し、生活安全課（係）において管理すること。

#### 5 運輸支局等における手続き

受理警察署においては、申請者に証明書等を交付する際、自動車の使用者は、証明書の交付を受けてから15日以内に、九州運輸局熊本運輸支局等（軽自動車の場合は軽自動車検査協会熊本事務所）において、証明書の写しを添付して自動車検査証の記載事項変更申請を行い、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けるように教示すること。

なお、自動車の使用者以外の者が、この手続きを行う場合には自動車使用者からの委任状が必要となる。

#### 6 その他

申請手続きの流れについては、「青色回転灯の申請手続きフローチャート」（別紙2）のとおりである。

### 第3 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明の手続きについて

#### 1 自主防犯活動の活性化に寄与する場合

証明証の交付を受けた団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織又は警察から要請を受け、青色回転灯を装備した自動車を使用したデモンストレーション、パレード、合同パトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）を行う活動をいう。

#### 2 手続き

##### (1) デモンストレーション等運行実施申請書の提出

###### ア 警察の要請以外の場合

証明証の交付を受けた団体は、デモンストレーション等を行う場合については、「デモンストレーション等実施申請書」（別記様式第12-1号）及び要請を行った団体等が作成した要請文書を添付の上、警察署を経由して警察本部長に提出することとなる。

なお、パトロール実施地域が、もともと重複している団体が行う合同パトロールや実施地域の拡大を行った団体については、この手続きを要しない。

###### イ 警察の要請の場合

警察から出発式、パレード等のデモンストレーション等を要請した場合については、上記（1）アの手続きを要せず、要請警察署から「デモンストレーション等運行実施依頼書」（別記様式第12-2号）を警察本部長へ提出することとなる。

##### (2) 標章の交付及び管轄警察署長への通知

警察本部長は、（1）アにあつては、申請が自主防犯活動を行うことができる団体からのものであること及び要請団体からの要請文書、（1）イにあつては、要請した活動内容を確認の上、「デモンストレーション標章」（別記様式第13

号)を交付する。

また、警察本部長は、申請書に記載された内容及び標章を交付した旨を実際に運行を行う地域を管轄する警察署長に通知する。

(3) 標章の掲示及び返納

標章の交付を受けた団体については、運行中、標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。また、当該運行終了後は、速やかに標章を返納すること。

(4) その他

ア デモンストレーション等は、原則として、自主防犯パトロール活動を模した方法により交通上支障が生じない範囲内で行われることとするが、道路に人が参集するなど、交通上支障が生じるおそれがある場合は、交通課(係)と協議の上、道路使用の許可の必要性も検討すること。

イ 申請又は依頼手続きの流れについては、「デモンストレーション等の手続き について」(別紙3)のとおりである。

#### 第4 再交付申請

##### 1 申請事由

次の場合は、「再交付申請書」(別記様式第14号)を提出させること。

- 証明書を紛失したとき
- 標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、又は汚損したとき。

ただし、き損し又は汚損した場合には、当該標章、パトロール実施者証を添えて提出させること。

なお、証明書等を紛失した場合は、団体の代表者又は紛失者から顛末書を提出させること。

##### 2 再交付

再交付申請を受理した警察署は、進達書に再交付申請書を添付し、生活安全企画課へ送付すること。

送付を受けた生活安全企画課は、所要の審査、決裁を経て、申請に係る証明書等を作成し、受理警察署を経由して申請者へ再交付する。

#### 第5 証明書記載事項の変更

##### 1 申請事由

次の場合は、「証明書記載事項変更申請書」(別記様式第15号)を提出させること。

- 証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更
- 使用自動車の変更(自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減)
- パトロール実施地域の変更

##### 2 手続等

- (1) 申請については、証明書記載事項変更申請書、証明書、標章及び変更申請の内容を疎明する資料等を添えて提出させること。



なお、代表者の変更にあつては、新たな代表者から誓約書（別記様式第6号）を提出させること。

- (2) 受理警察署は、記載事項変更申請にかかる内容が、証明書交付の条件に適合しているか調査を行うこと。
- (3) 調査終了後、進達書に証明書、調査書、申請書類及び標章を添付し、生活安全企画課へ送付すること。
- (4) 生活安全企画課は、所要の審査、決裁を経て、証明書及び標章の書き換えを行い、受理警察署を通じて申請者に交付すること。

なお、受理警察署においては、申請者に対して九州運輸局熊本運輸支局等における自動車検査証への記載事項の追加、削除の手続きが必要となる旨の教示をすること。

## 第6 パトロール実施者変更申請

### 1 申請事由

証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、「パトロール実施者変更申請書」（別記様式第16号）を提出させること。

なお、パトロール実施者証を紛失している場合は、顛末書を団体の代表者又は紛失者から提出させること。

### 2 手続等

#### (1) パトロール実施者の削減

申請書の「パトロール実施者旧」欄に、パトロールを実施しないこととなる者の氏名を記載し、パトロール実施者証を添えて提出させること。

なお、パトロール実施者証を紛失している場合は、顛末書を団体の代表者又は紛失者から提出させること。

#### (2) パトロール実施者証の追加

申請書の「パトロール実施者新」欄に、新たに追加する者の氏名及び青色防犯パトロール講習受講年月日を記載させること。

#### (3) パトロール実施者証の交付

新たにパトロールを実施する者のパトロール実施者証については、受理警察署を経由して交付する。

申請書類に不備がないかを確認の後、進達書に申請書類を添付し生活安全企画課へ送付すること。

## 第7 証明の取消

### 1 取消事由

警察署は、次の場合を認知した際は調査を行い、事実を確認した後、生活安全企画課へ報告すること。

- 証明証の交付を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき。
- 証明の申請の内容に虚偽があったとき。

- 証明証の交付を受けた団体が青色回転灯の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。
- 継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- 青色防犯パトロール実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達や通勤など他の業務を兼ねて青色回転灯によるパトロールを行ったとき、その他適切な自主防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
- 前記第2、3、(4)ア～カのパトロール方法に関する要件に違反したとき。
- パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。
- 営利目的で活動を行ったとき。

## 2 取消の対象

取消は、証明を受けた個々の構成員ではなく団体（代表者）に対して行うこと。

## 3 指導の優先

軽微な違反で指導により改善が可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されない場合には証明を取り消す措置をとるものとする。

## 4 証明取消通知書の交付

警察本部長は、警察署から取消事案の報告を受け、取消が相当と認めるときは、「証明取消通知書」（別記様式第17号）を警察署に送付するとともに、九州運輸局熊本運輸支局等に対して、証明を取り消した旨を「(返納・取消)連絡票」（別記様式第18号）を使用しFAX等により通知する。

送付を受けた警察署は、当該団体に証明取消通知書を交付するとともに、証明書、標章、及びパトロール実施者証の返納手続きを確実に行わせること。その際、当該団体に対し、九州運輸局熊本運輸支局等における自動車検査証の記載事項の削除についても教示すること。

## 第8 運輸支局等からの連絡

自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載された自動車について「使用者の氏名」または「使用の本拠の位置」に係る変更等がある場合に、運輸支局等に申請する前に、警察への証明書記載事項変更申請がなされ証明書の書き換えがなされていないければ、運輸支局等は「自主防犯活動用自動車」との記載を抹消するとともに警察本部へ「記載事項の変更連絡表」（別記様式第19号）をFAX等により送付することとしている。

従って、証明を受けた団体が証明書記載内容の内、自動車検査証の記載内容に係る変更を行う場合には、警察における手続きを先行させるよう教示すること。

## 第9 証明書、標章及びパトロール実施者証の返納

### 1 返納事由

- 団体が青色回転灯を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったとき。

- 証明の取消事由に該当することとなったとき。

## 2 手続き等

前記返納事由に該当することとなったときには、「返納届」(別記様式第20号)に下記書類を添えて返納させること。

- 交付を受けたた証明書、標章及びパトロール実施者証を添付させること。  
なお、証明書等を紛失している場合は、顛末書を団体の代表者又は紛失者から提出させること。
- 返納届を受ける際に、九州運輸局熊本運輸支局等において、自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除の申請を促すこと。

## 第10 警察署長による青色防犯パトロールの実施を望む団体への防犯活動の委嘱

### 1 委嘱の判断基準

警察署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体に防犯活動を委嘱する場合には、第2の2に規定する調査及び次に掲げる事項を総合的に検討して委嘱するものとする。

- (1) 団体の構成員が明らかであること。
- (2) 団体が規約を有すること。
- (3) 団体の設立目的に防犯活動として、自主防犯パトロールが含まれていること。
- (4) 団体の構成員が法令を遵守することが見込まれること。
- (5) 委嘱された活動に関し警察署長の指示に従うことが見込まれること。
- (6) 団体の構成員がボランティア活動に伴う傷害保険等に参加し、自ら危機管理を行っている団体であること。
- (7) その他に警察署長が委嘱するにふさわしいと認めた団体又はその構成員であること。

### 2 委嘱要領

#### (1) 申請の受理

警察署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体から防犯活動の委嘱要望を受けた場合は、団体の代表者から「防犯活動委嘱申請書」(別記様式第21号)の提出を受けるものとする。

#### (2) 委嘱状の交付

警察署長は、前記2(1)の申請を受理した場合には必要な調査を行い、前記1の委嘱の判断基準に基づき、総合的に判断して委嘱するにふさわしい団体であると認めたときは、「委嘱状」(別記様式第22号)を交付して防犯活動を委嘱するものとする。

### 3 委嘱に際しての留意事項

警察署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体に防犯活動を委嘱する場合は、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 警察署長の委嘱により、新たな権限が与えられたものではないこと。
- (2) 団体の活動範囲は、当該団体の活動実績及び構成員数に応じて相当の範囲と

し、原則として最大の活動範囲を当該警察署の管轄区域とすること。

- (3) 団体の活動に当たっては、警察署等の関係機関との連携を密にすること。
- (4) 青色防犯パトロールを含む、自主防犯パトロール中における交通事故等については、自らの責任に帰すること。
- (5) 青色防犯パトロールは、申請の内容に定められた条件で実施すること。
- (6) 法令違反又は警察署長の指示に従わない場合は、委嘱を解くものとする。

#### 4 報告

警察署長は、前記3（6）により、青色防犯パトロールを行う団体又は構成員に対して委嘱を解いた場合には、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

※ 別紙・別記様式（略）